

全住協第017号
平成31年4月2日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 神山和郎

平成31年度優秀技能者表彰申請について

会員企業の社員及びその協力事業者の住宅等の建設における技能及び技術の向上を図ることを目的として実施しております「優秀技能者表彰」につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、貴社に在籍する社員の方又は貴社の協力事業者の方について、当協会の優秀技能者表彰規程第2条及び第3条に該当し、表彰申請の希望があるときは、優秀技能者表彰申請書ほか必要書類を協会事務局あてご送付ください。

おって表彰式は6月4日開催の定時総会の当日に行う予定です。

記

1. 提出書類及び部数

(1) 優秀技能者表彰申請書（様式1）	1部
(2) 優秀技能者表彰審査表（様式2）	候補者一名につき 1部
(3) 推薦基準調書（様式3）	〃 1部
(4) 組織図（様式4）	〃 1部
(5) その他（資格証明書、講習修了証、表彰状等の写し）	〃 1部

2. 提出期限 平成31年4月22日（月）

3. 提出先 事務局

4. 費用 表彰者1名につき 10,000円

5. 問合せ先 一般社団法人全国住宅産業協会 事務局（担当：松岡）

TEL 03-3511-0611

以上

申請書、審査表、推薦基準調書及び組織図の様式並びに優秀技能者表彰規程、候補者の推薦要件、提出書類作成要領は、協会ホームページ（会員専用）からダウンロードしてください。

会員専用ページのIDとパスワードは共に「0335110611」です。

候補者の推薦要件

表彰の対象となる候補者は、貴社の社員又は貴社の協力事業者で、次の(1)から(5)までのすべてに該当していることが必要です。

(1)建設現場業務に直接従事している年齢35歳以上の者

年齢は、令和元年5月31日時点での満年齢とします。

したがって、今回の対象者は、昭和59年5月31日までに生まれた者となります。

(2)建設現場業務に直接従事している年数が15年以上の者

現場業務従事年数は、令和元年5月31日時点での年数とし、一年に満たない端数月は切り捨てることとします。したがって、少なくとも平成16年6月1日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。

(3)現場での工事施工経験の積み重ねにより卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる工事施工経験の裏付けとして施工管理能力等の技術的能力をも習得した者

したがって、就職当初より技術者等として施工管理のため現場業務に従事している者等、直接の工事施工経験がなく、工事施工の実践的な技能を保有していることを確認できない者は推薦の対象外となります。

(4)次のすべての要件を充たす者

- ①技能・技術が優秀であること
- ②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、又は建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従事者の模範たりうること

(5)過去において、優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けていない者

以上

(様式 1)

優秀技能者表彰申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国住宅産業協会

会長 神山和郎 殿

(申請者)

会社名

代表者名

印

連絡担当者名

T E L

—

—

F A X

—

—

次のとおり、優秀技能者表彰の申請をいたします。

1. 候補者 名

氏名	生年月日・年齢	現場業務従事年数	所属部署(協力事業者の場合は会社名)
	年月日(満歳)	年月	
	年月日(満歳)	年月	
	年月日(満歳)	年月	

2. 添付書類 (1) 優秀技能者表彰審査表、(2) 推薦基準調書、(3) 組織図
(4) 資格証明書、講習修了証、表彰状等の写し

氏名	資格証明書の写し	講習修了証の写し	表彰状等の写し
	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	あり・なし	あり・なし	あり・なし

(様式2)

優秀技能者表彰審査表

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日(満 歳)			性別	男・女
氏名							
本籍							
現住所							
最終学歴	年 月 日			卒業・中退			
職歴							
在職期間	会社名 職名	在職年月数	在職の業務	年月	現月	月数	事業の施工年月数
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
主たる担当職種		合計年月数	年 月	年 月	年 月	月数	事務の施工年月数
具体的職務内容							
賞	建設業関係 年 月 日 年 月 日			推薦理由			
	上記以外 年 月 日						
資格・免許	建設業関係 年 月 日 年 月 日 年 月 日						

(様式3)

推 薦 基 準 調 書

推 薦 基 準	推 薦 事 由	推 薦 根 抠
1. 技術・技能が優秀であること		(技能資格) (技術資格)
2. ①技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること ②建設工事に相当の実績があること		(具体的な改善内容) (代表的工事名・担当職務)
3. 後進の指導育成に努めていること		(指導期間、指導機関)
4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること		(無事故日数　　日)
5. 他の建設現場従事者の模範であること		(表彰等)
6. その他		

(様式4)

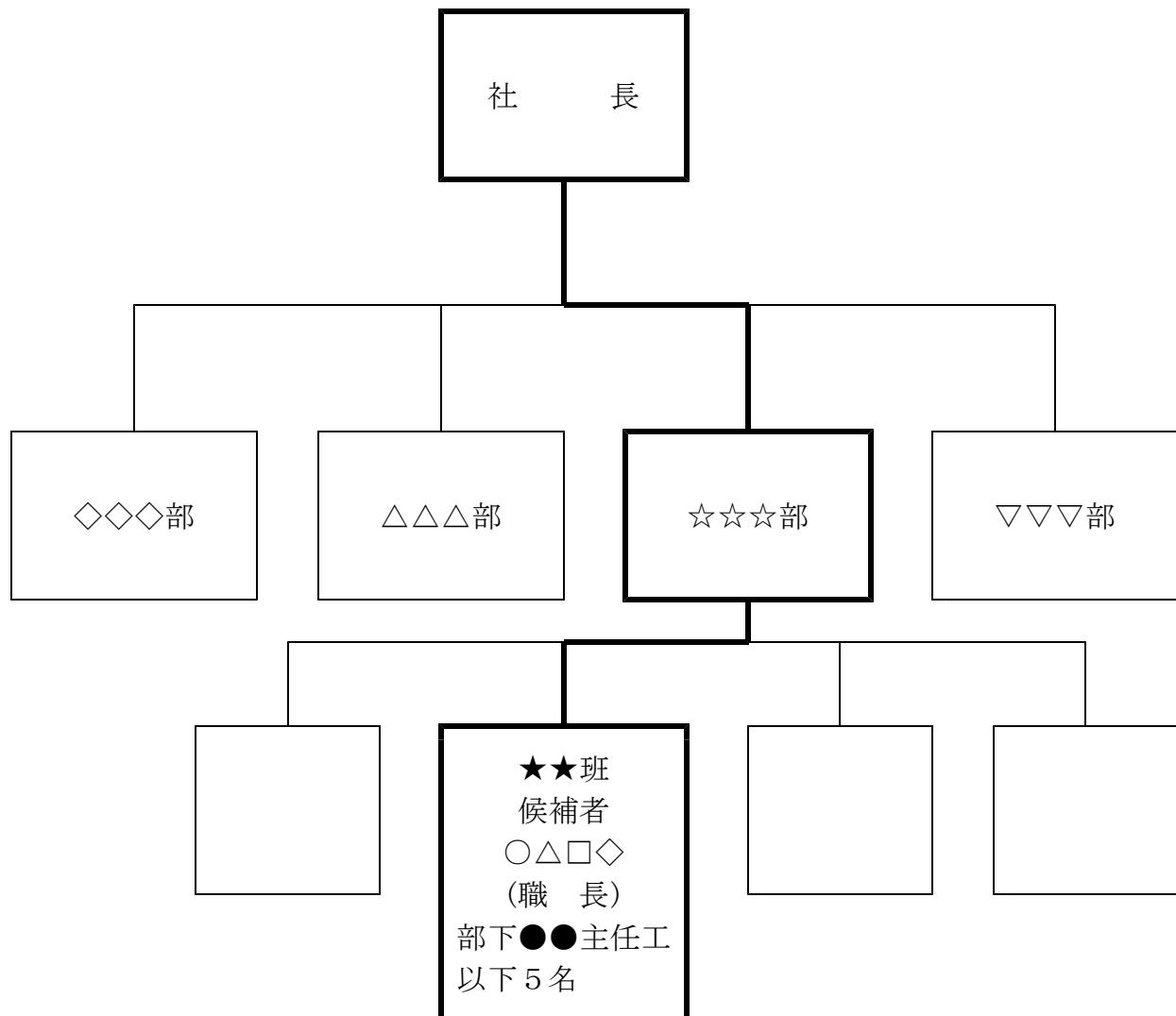
系且 織 戻 図

- (注) 候補者の所属する位置を必ず明示すること。
組織の部署を図示し、候補者に関する系統は太字で表すこと。
候補者の部下数も記入すること。

様式4の記入例1（社員の場合）

系図 織図

(□□□株式会社)

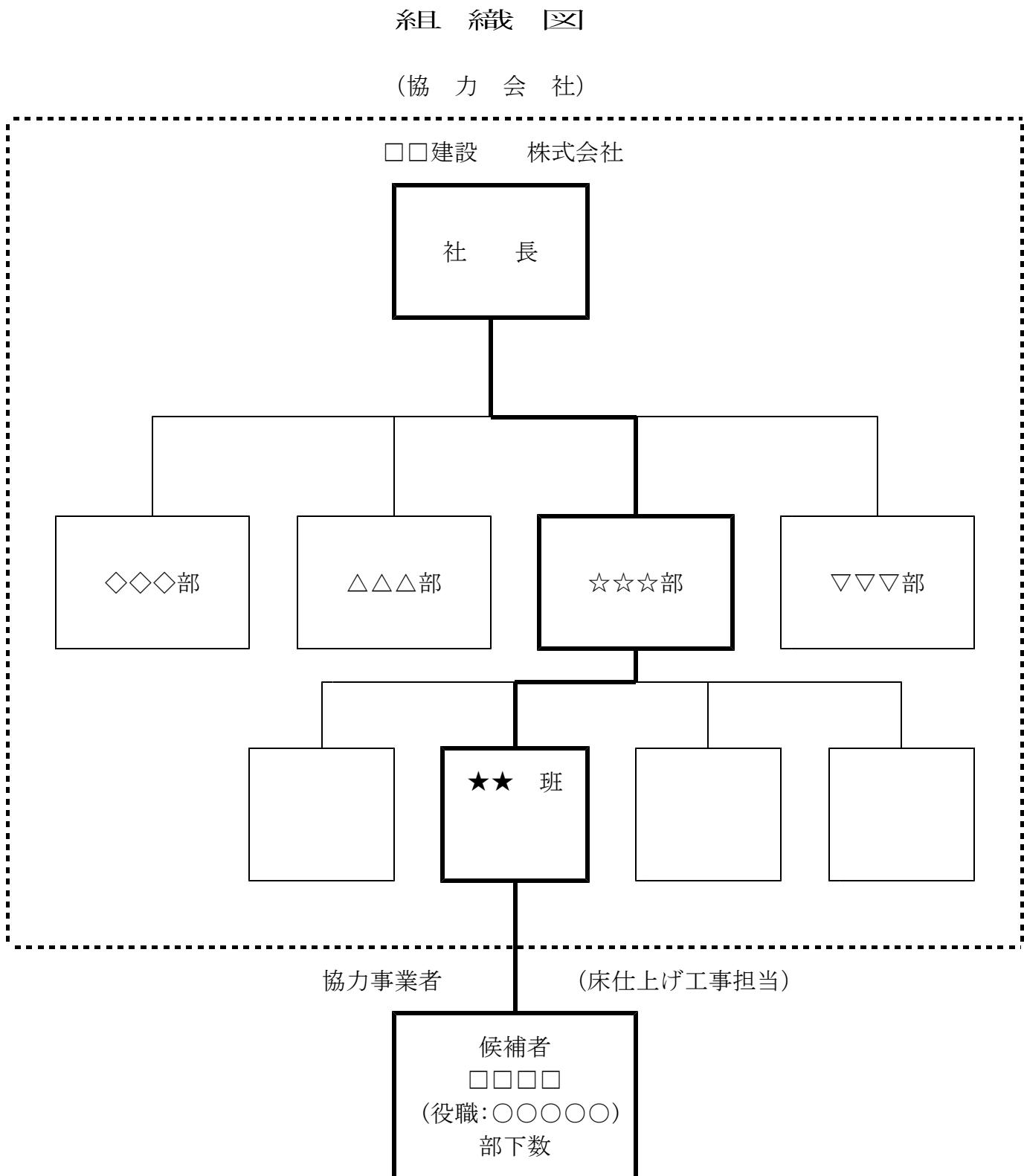


(注) 候補者の所属する位置を必ず明示すること。

組織の部署を図示し、候補者に関する系統は太字で表すこと。

候補者の部下数も記入すること。

様式4の記入例2（協力事業者の場合）



(注) 候補者の所属する位置を必ず明示すること。

組織の部署を図示し、候補者に関する系統は太字で表すこと。

候補者の部下数も記入すること。

提出書類作成要領

1. 優秀技能表彰審査表（様式2）

(1)年齢

令和元年5月31日時点の満年齢を記入すること。

(2)最終学歴

最終学歴が職業訓練校又は専門学校等である場合には、当該最終学歴の直前の学歴も併せて記入すること。

(3)会社名・職名

会社での職名を単位として記入すること。したがって就職後同一の企業に勤務している者であっても、昇進による職名の変更を一区切りにして欄を改めて記入すること。

(4)現場業務従事年数

令和元年5月31日を終期として、建設現場業務に直接従事している期間を通算して記入すること。なお、一月に満たない端数月は切捨てによること。

(注1) 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいう。

(注2) 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいう。

(5)工事施工年月数

工事施工年月数は、現場業務従事年月数のうち、候補者が建設工事において実際に工事の施工に携わった期間（言い換えれば現場業務従事年月数から現場施工管理のみに従事した期間を除いた期間）を通算して記入のこと。

(6)主たる担当職歴

建設現場で候補者が従事している主たる職種を簡潔に記入すること。

適当な名称例がないものについては、候補者の具体的職種内容がわかるよう記入すること。

なお、土木一式工、建築一式工等職種が具体的にわからない記入は避けること。

(7)具体的職務内容

候補者の最近の職務内容を具体的に記入すること。

記入例 ①高層ビル等のコンクリート躯体を形成するため、型枠及び型枠支保工等を組立てる作業及び作業員指導
②住宅建築等におけるタイル張り作業及び施工管理

(8)賞罰については、建設業関連以外のものについても記入すること。

(9)資格・免許は、すべて記入すること（欄に記入しきれない場合は別紙とすることも可）。

なお、様式3にて記入したものについては省略可とする。

また、これらの資料として資格等の写しをできる限り添付すること。

(例) 労働安全衛生法14条に定める免許証又は各種技能講習の修了証

同法59条に定める安全衛生教育の修了証

同法61条に定める免許証又は各種技能講習の修了証 等

(10) 推薦理由

候補者が本顕彰を受けるにふさわしい者であることを簡潔にまとめ記入すること。

2. 推薦基準調書（様式3）

次の5つの推薦基準すべてを充たす者を対象者としているので、これらの要件を充足することを推薦事由欄に具体的かつ詳細に記入すること。

①技能・技術が優秀であること

候補者の職務内容、役割等を説明するとともに、技能・技術が優秀であることを示す取得資格、表彰等を推薦根拠の欄に記入すること。

また、これらの資料として表彰状、各種合格証書等の写しをできる限り添付することとし、資料番号を備考欄に記入すること。

(資料例) • 技能検定の合格証書

• 技能五輪、1級技能士全国競技大会における表彰状

• 技能検定員の委嘱状

• 技術検定の合格証書

• 知事等の優秀施工者表彰状 等

②技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること又は建設工事に相当の実績があること

i) 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること。

• 建設機械・設備等の発明・改良、独自の工法の発案や新工法の導入等、工法の改善に取り組んでいること

• 工期の短縮、工程ロスの削減等、工程管理の改善に努めていること

等を記入し、工法改善、工程管理の改善等の具体的な内容を推薦根拠の欄に記入すること。

また、これらの資料として工法改善、工程管理の改善等に関する資料があればできる限り添付することとし、資料番号を備考欄に記入すること。

(資料例) • 新工法開発の新聞記事

• 改良工法の説明会写真、説明資料

• 改良工法の社報、団体報における発表文 等

ii) 建設工事に相当の実績があること

単に多くの工事に参画したというだけでなく、大規模な工事、著名な工事、公共性の高い工事等を施工した実績、優良工事表彰等を受けたこと等を示し、代表的な工事名及び担当職務を推薦根拠の欄に記入すること。

(欄に記入しきれない場合は工事経歴書として別紙とすることも可)

また、これらの資料として竣工写真、表彰状等の写しをできる限り添付することとし、資料番号を備考欄に記入すること。

(資料例) • 都道府県土木部長等の個人表彰状

• 工事経歴書 等

③後進の指導・育成に努めていること

工事現場におけるO. J. T（職場内訓練）はもちろんのこと後進の資格取得を指導・支援していること、職業訓練指導員として訓練校等の講師、工業高校の非常勤講師等を積極的に行っていること等を示し、講師等の経験については、できる限り当該講師等となった機関及び指導・育成に携わった期間を推薦根拠欄に記入すること（欄に記入しきれない場合は指導・育成経歴書として別紙とすることも可とする）。

また、職業訓練指導員資格等を取得している場合には合格証明書等の写しをできる限り添付することとし、資料番号を備考欄に記入すること。

- （資料例）・職業訓練指導員免許証
- ・団体等の指導員証
- ・指導、育成の功績に対する表彰状 等

④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること

安全衛生に関する表彰を受けていること、安全衛生管理者、安全衛生推進者等として、安全衛生の向上に努めていること等を示し、候補者本人の責任に関わる事故を起こしていない日数、安全衛生管理に関する資格等を推薦根拠の欄に記入すること。

また、これらの資料として無事故日数証明書、表彰状、資格証明書等の写しをできる限り添付することとし、資料番号を備考欄に記入すること。

- （資料例）・職長教育修了証書
- ・安全衛生責任者講習修了証
- ・安全推進者講習修了証
- ・労働基準協会等の表彰状 等

⑤他の建設現場従事者の模範であること

優良従業員表彰等を受け現場従事者の模範となっていることや、後進に対する相談等も行っていること等を示す。

また、これらの資料として表彰状等の写しをできる限り添付することとし資料番号を備考欄に記入すること。

- （資料例）・知事等の現場従事者感謝状
- ・商工会議所会頭の表彰状
- ・団体等の優良従業員表彰状 等

⑥そ の 他

本項目は①から⑤までを補完し、又は、これ以外に候補者として推薦するにふさわしい事柄（警察・消防団等からの表彰、地域活動への積極参加等）があれば記述のこと。

- （資料例）・警察署長の表彰状
- ・消防協会の表彰状
- ・交通安全協会の表彰状
- ・国体実行委員会等の感謝状 等

3. 組織図（様式4）

候補者の所属する会社におけるものを記入するものとし、その際、候補者の所属する位置、部下の人数を必ず明示すること（記入例1参照）。

また、候補者が協力事業者の場合は別添の記入例2（協力事業者の場合）を参照の上、元請企業と候補者たる協力事業者との業務上及び施工上の接点を明確に示すこと。

優秀技能者表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人全国住宅産業協会は、会員企業の社員及びその協力事業者（以下「社員等」という。）を対象に、住宅等の建設業における技能及び技術の向上を図ることを目的としてこの規程を定める。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号に該当する社員等に対し行う。

- (1) 現場従事年数15年以上かつ表彰時において満35歳以上の者
- (2) 建設現場において工事施工に直接従事し、卓越した優秀な技能及び施工管理能力等の技術的能力を習得した者

(基準)

第3条 表彰の基準は次の各号に該当するものとする。

- (1) 技術・技能が優秀である者
- (2) 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者又は建設工事に相当の実績のある者
- (3) 後進の指導・育成に努めている者
- (4) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- (5) 他の建設現場従事者の模範である者

(申請)

第4条 会員は表彰を希望するときは、別に定める表彰申請書により申請するものとする。

(理事会の承認)

第5条 表彰者の選定は、候補者について、その適否を理事会で審査し選定するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、理事会の承認を得た後の直近の定時総会において、表彰状及び記念品をもって行うものとする。

(費用の負担)

第7条 表彰者を有する会員は、その費用の一部として、表彰者1名につき1万円を負担するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から実施する。